

秋田県条例第九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第十二項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十五項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第四項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社等（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第十三項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十二項（第四号に係る部分に限り、同条第十六項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。